

「社会貢献製品支援事業」 ～対象技術・製品・サービスの募集

申請期間 平成30年4月13日(金)～
平成30年5月31日(木)

*申請書の審査・ヒアリング等総合的な審査の
うえで、支援対象企業を決定します。

区内中小企業の優れた自社技術・製品・サービスで社会に寄与し、募集テーマに該当するものについて、品川区や企業等への試供・導入などを積極的に行い、その先の販路拡大に繋がることを目的とした支援を実施します。

概要



対象者

中小企業基本法に規定する中小事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。※みなし大企業は除く

- (1)品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2)前年度の法人住民税を滞納していないこと
- (3)品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

募集テーマ

以下の要件をすべて満たしていること。

- (1)自社で開発した製品・技術・サービスであること
- (2)以下のテーマのいずれかに該当する製品・技術・サービスであること
 - ①区民が健康で暮らし続けられるもの。
 - ②東京2020大会を契機とした区の魅力を引き出すもの(観光やシティプロモーションなど)
 - ③増大・多様化し続ける行政ニーズに対応するもの

年間予定

6月中旬～下旬	審査
8月上旬～	支援対象企業(製品・技術・サービス)の決定
8月中旬以降	納入場所・試供する人へのプレゼン会・マッチング等支援実施

支援内容

- (1)区職員等による販路拡大の伴走支援
 - ①ものづくり支援サイト等での支援対象製品のPR
 - ②品川区や企業等とのマッチング
 - ③区役所等での導入
(ただし、マッチング後に導入先との商談が成立した場合に限ります。)
- (2)助成金の支援
 - ①試作開発経費の助成(限度額50万円 助成率2/3)
 - ②クラウドファンディング手数料の助成(限度額20万円 助成率2/3)
- (3)場所の提供
 - ①区施設等におけるテストマーケティング用の場所の提供

(※)対象製品は、区の審査によって決定します。対象製品について、契約を約束できるものではありません。

(※)区に納入希望製品は、申請時に単価、納入希望数を予めご提示いただきます。購入数量は、予算の範囲内で決定します。

※ものづくり支援サイト(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)内の募集要項に事業全体の流れや審査、注意事項等の詳細を記載しております。ご申請の際は、必ず募集要項をお読みください。

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340